

1. 商品名	教育資金贈与専用預金（愛称：まなびのかたち）
2. ご利用 いただける方	<p>（曾）祖父母や親などの直系尊属から教育資金を贈与される30歳未満の個人のお客さま</p> <p>※贈与を受ける日の属する年の前年の合計所得金額が1,000万円以下の方に 限ります。</p> <p>※在学中等の場合は40歳未満までご利用いただけますが、贈与を受けられる 年齢は30歳未満までとなります。</p>
3. お取扱期間	
(1) 口座開設	2026年3月31日まで
(2) お預入れ	贈与契約後2か月以内かつ最終お預入れ期限は2026年3月31日まで 預金者が30歳になられる日の前日まで
(3) お引出し	※在学中または教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している 場合は40歳になられる日の前日、または卒業・修了等した年の12月31 日までのいずれか早い日
4. 口座開設	当行の窓口にて開設いただけます。 ※（曾）祖父母や親などの直系尊属と教育資金を贈与される30歳未満の個人 のお客さまとの間で教育資金贈与契約を締結していただく必要がござ ります。
5. お預入れ	
(1) お預入れ方法	口座開設店の窓口にて随時お預入れいただけます。 ※振込によるお預入れも可能です。
(2) お預入れ金額	10万円以上1,500万円以下 ※ただし贈与契約額と同額です。
(3) お預入れ単位	1万円単位
6. お引出し	
(1) お引出し方法	<p>口座開設店の窓口にて随時お引出しあります。 お引出しの方法は以下のいずれかの方法をお選びいただけます。</p> <p>① 領収書都度提出扱い 教育資金お支払い後の領収書等をご提出していただき、お引出しある 方法です（お引出し日は領収書等の領収日付から1年以内である ことが必要です）。</p> <p>② 領収書後日提出扱い ※新規のお取扱いを中止しております。 請求書等をご提出いただき、本口座から預金をお引出し後に教育資金 をお支払いいただいて、領収書等をご提出いただく方法です（領収書等の領 収日付は本口座からのお引出し日と同じ年に属していることが必要です。 なお、領収書等の提出はお引出し日の属する年の翌年の3月15日まで です）。</p>
(2) お引出し金額	1万円以上
(3) お引出し単位	1円単位
7. 利息	
(1) 適用金利	毎日店頭に表示する普通預金の利率を適用いたします。（変動金利）
(2) 利払頻度	年2回（毎年2月と8月の第2日曜日の翌営業日にこの預金に組み入れます。）
(3) 計算方法	毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円とし、1年を365 日とする日割計算を行います。
8. 税金	<p>20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%） (ただし、マル優をご利用の場合は除きます。)</p> <p>※復興特別所得税の追加課税により、2037年12月31日まで、20.315%（国 税15.315%、地方税5%）の源泉分離課税が適用されます。</p>
9. 贈与者が亡くな れた場合	<p>契約期間中に贈与者が亡くなられた場合、贈与者が亡くなれた日の管理残 額（※）は、受贈者（預金者）が相続または遺贈により取得したものとみな され、相続税の課税対象となります。</p> <p>※教育資金の支払いに充てられなかった残額を指します。 2019年3月31日以前のお預入れ分については対象外です。</p>

	<p>(1) 2019年4月1日～2021年3月31日までのお預入れ分について 贈与から3年以内に贈与者が亡くなられた場合、相続税の課税対象となります。 ただし、贈与者が亡くなられた時点で、受贈者が以下のいずれかに該当する場合、課税対象外となります。</p> <p><加算対象外となる場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ①23歳未満である場合 ②学校等に在学している場合 ③教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合 <p>(2) 2021年4月1日～2023年3月31日までのお預入れ分について 贈与からお亡くなりになるまでの期間に関わらず、相続税の課税対象となります。また、贈与者の子以外の直系卑属に相続税が課される場合には、当該管理残額は相続税の2割加算の対象となります。 ただし、贈与者が亡くなられた時点で、受贈者が上記(1)①～③に該当する場合、課税対象外となります。</p> <p>(3) 2023年4月1日以降のお預入れ分について 贈与者の死亡時にかかる相続税の課税価格の合計が5億円を超える場合、受贈者が上記(1)①～③に該当している場合でも、お亡くなりになった日における管理残額が相続または遺贈により取得したものとみなされ、相続税の課税対象となります。 贈与者の子以外の直系卑属に相続税が課される場合には、当該管理残額は相続税の2割加算の対象となります。 贈与者の死亡時にかかる相続税の課税価格の合計が5億円以下の場合は、贈与者が亡くなられた時点で、受贈者が上記(1)①～③に該当する場合、課税対象外となります。</p>
10. 付加できる特約事項	法令に定められた条件を満たせば、マル優をご利用いただけます。
11. 手数料	口座開設手数料 1 口座あたり 110,000 円（税込） ※ 2025年10月1日以降に開設される口座が対象となります。
12. 解約の取扱い	<p>次のいずれかの早い日をもって本口座の契約は終了しますので、本口座をただちにご解約いただきます。</p> <p>(1)預金者（お孫さま等）が30歳になられた日 ※在学中または教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合は40歳になられた日、または卒業・修了等した年の12月31日までのいずれか早い日</p> <p>(2)預金者（お孫さま等）がお亡くなりになられた日</p> <p>(3)口座残高が0円となり、預金者（お孫さま等）と当行との間で契約終了の合意が得られた場合</p>
13. 金利情報の入手方法	店頭またはホームページでご確認いただけます。
14. 参考事項	<ul style="list-style-type: none"> ・キャッシュカードやATMはご利用いただけません。 ・インターネットバンキングはご利用いただけません。 ・給与、年金、配当金等の自動口座受け取り、公共料金等の自動支払いにはご利用いただけません。 ・本口座はすべての取扱金融機関においてお一人さまにつき1口座しかお作りいただけません。 ・本口座の契約終了時、口座の残高はその年の贈与税の対象となります。 ・口座開設店以外でのお預入れ、お引出しがご利用いただけません。 ・預金保険制度の対象商品であり、1預金者あたり決済用預金以外の対象預金の元本合計1,000万円までとその利息が保護されます。
15. 当行が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先：全国銀行協会相談室 電話番号：0570-017109 または 03-5252-3772